

議事日程(第6号)

令和2年12月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算(第10号)」
- 日程第4 議案第72号 由布市湯布院地域複合施設条例の制定について
- 日程第5 議案第73号 由布市湯布院コミュニティセンター条例の廃止について
- 日程第6 議案第74号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第75号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第76号 由布市廃棄物処理施設条例の一部改正について
- 日程第9 議案第77号 由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について
- 日程第10 議案第78号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第79号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第80号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第13 議案第81号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第14 議案第82号 由布大分環境衛生組合の解散に関する協議について
- 日程第15 議案第83号 由布大分環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第16 議案第84号 事務の委託の協議について
- 日程第17 議案第85号 令和2年度由布市一般会計補正予算(第11号)
- 日程第18 議案第86号 令和2年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第87号 令和2年度由布市水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第20 予算特別委員会の設置
- 追加日程
- 日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算（第10号）」
- 日程第4 議案第72号 由布市湯布院地域複合施設条例の制定について
- 日程第5 議案第73号 由布市湯布院コミュニティセンター条例の廃止について
- 日程第6 議案第74号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第75号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第76号 由布市廃棄物処理施設条例の一部改正について
- 日程第9 議案第77号 由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について
- 日程第10 議案第78号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第79号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第80号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 日程第13 議案第81号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第14 議案第82号 由布大分環境衛生組合の解散に関する協議について
- 日程第15 議案第83号 由布大分環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第16 議案第84号 事務の委託の協議について
- 日程第17 議案第85号 令和2年度由布市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第18 議案第86号 令和2年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第87号 令和2年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第20 予算特別委員会の設置
- 追加日程
- 日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（17名）

1番 佐藤 孝昭君	2番 高田 龍也君
3番 坂本 光広君	4番 吉村 益則君
5番 田中 廣幸君	6番 加藤 裕三君
7番 平松恵美男君	8番 太田洋一郎君
9番 加藤 幸雄君	10番 鷺野 弘一君
11番 長谷川建策君	12番 佐藤 郁夫君

13番 淵野けさ子君

14番 田中真理子君

15番 工藤 安雄君

16番 甲斐 裕一君

17番 佐藤 人已君

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚量治君

書記 一野 英実君

書記 生野 洋平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	一尾 和史君
財政課長	庄 忠義君	総合政策課長	佐藤 正秋君
会計管理者	衛藤 哲男君	建設課長	佐藤 洋君
商工観光課長	衛藤 欣哉君		
福祉事務所長兼福祉課長			馬見塚美由紀君
挾間振興局長兼地域振興課長			佐藤 公教君
庄内振興局長兼地域振興課長			大野 利武君
湯布院振興局長兼地域振興課長			衛藤 浩文君
教育次長兼教育総務課長			生野 浩一君
消防長	近藤 健君		

午前10時00分開議

○議長（佐藤 人已君） 皆さん、おはようございます。本定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には、連日の審査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

○議長（佐藤 人已君） 日程第1、請願の取り下げの件についてを議題とします。

請願受理番号6、市道認定に関する請願については、産業建設常任委員会に付託いたしました
が、請願者からお手元に配付のとおり、取り下げる旨の申出がありました。

ここで、常任委員長に審査の経過について報告を求めます。産業建設常任委員長、太田洋一郎
君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） おはようございます。請願取下げについてでございます。

産業建設常任委員会、太田洋一郎でございますが、今回、請願の取下げについて御報告申し上げ
ます。

令和2年第3回定例会にて提出されました、請願受理番号6の市道認定に関する請願について
でございますが、お手元に配付のとおり、令和2年12月7日に請願者より請願取下げの申出書
が提出されております。これは、挾間町向原291番2地先から1205番2地先の里道を市道
認定していただきたい旨の請願でありましたが、諸般の事情により、今回、請願を取り下げるこ
とで審査を中止したところでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております請願受理番号6の請願の取下げの件については、
請願者からの申出のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 異議なしと認めます。よって、請願受理番号6の請願の取下げの件につ
いては、これを承認することに決定しました。

○議長（佐藤 人已君） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会にて付託いたしました請願2件及び陳情2件並びに継続審査となっております請願1件
及び陳情1件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、長谷川建策君。

○総務常任委員長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員会委員長の長谷
川建策です。

請願・陳情審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規
則第143条第1項の規定により報告をします。

日時、令和2年12月8日火曜日、現地調査。

令和2年12月9日水曜日、審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階第1委員会室。

出席者、記載のとおりです。

書記、議会事務局。

受理番号11、受理年月日、令和2年11月27日。

件名、湯平温泉の災害からの早期復旧に関する請願書。

委員会の意見。現地にて、災害状況調査と請願者より意見聴取を行った。湯平温泉街は7月豪雨により金の湯をはじめ、共同浴場や花合野川、道路に多大な被害を受けている。さらに、泉源からの配湯ラインも壊滅的な状況であり、温泉街、観光地として機能が麻痺していることから、日常生活、経済活動がままならない状況である。

このような状況から一刻も早く本来の湯平温泉の姿を取り戻すよう、本委員会として各機関からの総合的な支援のもと、湯平温泉の災害からの早期復旧が図られることを、請願者と共に強く求めるとの意見に至った。

慎重に審査した結果、全員一致で採択すべきと決定。

審査結果、採択。

受理番号8、受理年月日、平成29年11月27日。

件名、私達は、市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます。

委員会の意見。平成29年第4回定例会において継続審査となったものである。

塚原全共跡地での太陽光発電施設事業計画において、由布市が湯布院塚原プロパティ合同会社との間で締結した土地売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めるものである。

委員から、さらに審査を要するとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、全員一致で継続審査とすべきと決定。

審査結果、継続審査。

受理番号2、受理年月日、令和2年11月20日。

件名、選挙公報を市のホームページに掲載してください。（陳情）

委員会の意見。選挙公報は、有権者が候補者を選ぶ上で、非常に大きな役割を果たしていることと認識している。

また、当選者の公約の履行を確認する上でも、有効な情報源として一翼を担っているとも考えられることから、陳情者の願意の大半は賛同できる。

ただ、現時点では、陳情者の求める全ての候補者の選挙公報をホームページに掲載するには、

掲載に対する同意が得られていないことから、実行する場合でも次期選挙から行うことが妥当であるとの結論に至った。

慎重に審査した結果、全員一致で趣旨採択すべきと決定。

審査結果、趣旨採択。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、産業建設常任委員長、太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 請願審査報告書でございますが、本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により、御報告申し上げます。

日時、令和2年12月9日水曜、請願審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。

出席者は、記載のとおりでございます。

書記は、議会事務局。

受理番号5、市道認定についてでございます。

本請願は、由布市挾間町鬼瀬370番2から鬼瀬410番2地先の里道について市道編入を求めるものです。

委員会では、さらに審査、そしてまた確認を要するとの意見が出されました。

慎重審査の結果、継続審査と決定いたしました。

審査結果、継続審査。

受理番号10、市道認定に関する請願について。

本請願は、由布市湯布院町川北608番1地先から603番地先の里道について市道編入を求めるもの。

委員会では、さらに審査、確認を要するとの意見が出されました。

慎重審査の結果、継続審査と決定いたしました。

審査結果、継続審査でございます。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議会運営委員会委員長、工藤安雄君。

○議会運営委員長（工藤 安雄君） 議会運営委員会委員長の工藤安雄です。

審査報告を行います。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時、令和2年12月8日火曜、審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階第1委員会室。

出席者は、下記のとおりです。

書記、議会事務局。

審査の結果。議会基本条例に沿って、陳情の取り扱い方を議会規則に定め、ホームページに掲載してください。ということです。

委員会の意見。陳情者より意見聴取を行ったが、陳情の取扱いについては、既に議会基本条例及び会議規則にて明文化されている。また、ホームページには、その定めに従い、請願・陳情の何たるかに始まり、請願・陳情の手続、作成要領までを網羅して掲載している。

よって、陳情の取扱いについて、特段の改正とホームページの更新は目下必要でないと委員会で判断した。

慎重に審査した結果、全員一致で不採択とすべきと決定。

審査結果、不採択。

以上です。

○議長（佐藤 人巳君） 各委員長の報告が終わりました。ただいまの委員長報告のとおり、請願受理番号5、市道の認定について及び請願受理番号10、市道認定に関する請願について並びに陳情受理番号8、私達は、市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めますは、継続審査となっています。

まず、請願受理番号11、湯平温泉の災害からの早期復旧に関する請願書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、受理番号11の請願は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情受理番号1、議会基本条例に沿って、陳情の取り扱い方を議会規則に定め、ホームページに掲載してくださいを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決します。この陳情は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立0名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立少数です。よって、受理番号1の陳情は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情受理番号2、選挙公報を市のホームページに掲載してくださいを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立15名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。よって、受理番号2の陳情は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

----- . ----- . -----

○議長（佐藤 人已君） 次に、日程第3、承認第10号から日程第19、議案第87号までの17件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、長谷川建策君。

○総務常任委員長（長谷川建策君） 総務常任委員長、長谷川建策です。

委員会の審査報告書を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和2年12月8日火曜日、現地調査。湯平温泉場、湯布院道の駅。

令和2年12月9日水曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階第1委員会室。

出席者、記載のとおりです。

担当課、総務課はじめ、記載のとおりです。

書記、議会事務局。

承認第10号、件名、専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算（第10号）」。

経過及び理由。歳入歳出予算にそれぞれ3,154万3,000円を追加し、予算の総額を265億6,260万3,000円としたことへの承認を求めるもの。

本委員会に係るものは、7月豪雨における住宅の宅地崩壊等に対する「宅地被害復旧支援金」の1,000万円について緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年10月1日付で専決処分を行ったもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第72号、件名、由布市湯布院地域複合施設条例の制定について。

経過及び理由。本年度末に完成予定の由布市湯布院地域複合施設について、地方自治法第244条の2第1項の規定により、由布市湯布院地域複合施設条例を制定し、また条例制定に伴い、附則にて由布市視聴覚ライブラリー条例の廃止及び由布市公民館条例、由布市立図書館の設置及び管理に関する条例、由布市保健センター条例の一部改正を行うもの。

委員会にて、特に、由布市視聴覚ライブラリー条例の廃止の説明と開館時間の運用について説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第73号、件名、由布市湯布院コミュニティセンター条例の廃止について。

経過及び理由。由布市湯布院地域複合施設の建設に伴い、由布市湯布院コミュニティセンターを解体したことにより、地方自治法第244条の2第2項の規定により、由布市湯布院コミュニティセンター条例を廃止するため、議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第74号、件名、由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。新型コロナウイルス感染症に関する職務の特殊性を鑑み、国家公務員に準じ、特殊勤務手当を支給するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第79号、件名、由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について。

経過及び理由。現地にて施設の状況を調査した。本議案は、本施設の指定管理期間が令和3年3月末日をもって終了することに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定によって、指定

管理者に有限会社ゆふいん道の駅を指定するために、議会の議決を求めるもの。

委員会として、指定管理者へ利用者の平等な利用の確保とサービスの向上について指導していただくようお願いした。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第80号、件名、大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について。

経過及び理由。大分県退職手当組合から由布大分環境衛生組合が脱退することなどに伴い、大分県退職手当組合規約の変更について協議するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第81号、件名、旧慣による公有財産の使用権の廃止について。

経過及び理由。令和2年7月豪雨災害による県道別府一の宮線災害復旧工事に伴い、湯布院町川西の市有地を、道路用地として大分県へ売却するため、入会権の一部廃止に関し、地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

議案第85号、件名、令和2年度由布市一般会計補正予算（第11号）。

経過及び理由。歳入歳出にそれぞれ1億1,185万2,000円を追加し、予算総額を276億7,445万5,000円にするもの。

歳入では、新型コロナウイルスの影響により、入湯税や施設使用料の減額をはじめ、各事業に伴う国県支出金や地方債などの特定財源の計上が主なもの。

歳出では、移住者等居住支援事業費補助金の増額、4か所の避難所用物資備蓄倉庫整備費、湯布院地域複合施設の備品購入費、庁舎トイレ洗面台の自動水栓化工事費などについて説明を受けた。

また、繰越明許費は、災害対応事業など3件、債務負担行為の補正については、市報ゆふ印刷製本業務委託など12件の追加が上がっている。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、教育民生常任委員長、湊野けさ子さん。

○教育民生常任委員長（湊野けさ子君） おはようございます。教育民生常任委員会委員長、湊野けさ子です。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和2年12月9日水曜日、議案審査、まとめ。

場所は本庁舎新館3階の第2委員会室です。

出席者は、教育民生常任委員会全員で、6名の全員でございます。

担当課は記載のとおり、書記は議会事務局でございます。

裏面をお開きください。

事件の番号、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算（第10号）」。

経過及び理由。当委員会に係る補正予算の主なものは、4款1項4目区分1予防接種推進事業1,178万6,000円で、高齢者インフルエンザ予防接種費を今年度に限り自己負担額を1,500円から1,000円にするための増額です。接種を9,442人分と見込んだものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を承認すべきと決定しました。

審査の結果、原案承認すべきと決定。

事件の番号、議案第75号、由布市国民健康保険税条例の一部改正について。

経過及び理由。平成30年税制改正において働き方改革を後押しする観点から、基礎控除が一律10万円引き上げられ、これに伴い給与所得控除、公的年金控除は一律10万円引き下げられています。この改正により、国民健康保険制度において特段の措置を講じない場合は、保険税軽減判定に用いる総所得金額などが上昇し、軽減措置に該当しにくくなることから、低所得者の軽減判定基準を従来と同等とするため、地方税法の施行に合わせ、国民健康保険税条例の一部改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第78号、由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について。

経過及び理由。地方自治法117条の規定によって、社会福祉協議会副会長の委員長が退席し、審議、採択を行いました。

由布市ほのぼのプラザの管理を社会福祉法人由布市社会福祉協議会へ指定管理者として指定するものです。指定管理期間は令和3年4月1日から令和7年3月31日までとするものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第85号、令和2年度由布市一般会計補正予算（第11号）。

経過及び理由。当委員会に係る補正予算で歳入の主なものは、16款1項1目区分3生活保護費負担金4,285万4,000円は、生活保護費の医療扶助費の増額に伴うものです。16款2項7目区分1教育費補助金177万6,000円は、学校の改修工事の交付金です。

歳出の主なものは、3款3項1目区分2生活困窮者就労準備支援事業257万7,000円の減額は、医療適正化事業による会計年度任用職員（保健師）の任用ができなかったことによるものです。

3款3項2目区分1の生活保護費支給事業、扶助費5,714万円は、医療費扶助費で手術などの医療負担の増加によるものです。10款2項4目区分1小学校施設整備事業532万9,000円は、由布川小学校のトイレの洋式化による工事請負費です。11款3項2目区分1社会教育施設災害復旧費418万4,000円は、7月梅雨前線豪雨による災害復旧事業で、七蔵司、北田代、佐平治の3自治公民館の整備補助金です。

委員会の意見として、会計年度任用職員（保健師）の任用ができなかったことに対して、給料の条件等で必要な人材が確保できないということがあるのではないかと。市民の不利益とならないように考慮できないか。また、食生活推進事業では、レシピ集作成を行うこととなっていますが、レシピ集のサイト等を活用し、多くの人が見えるようにするなどの意見がありました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第86号、令和2年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

経過及び理由。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446万円を追加し、総額を45億2,714万8,000円とするものです。

今回の補正の主なもので、歳入では、3款2項3目区分1介護保険事務費交付金123万8,000円と7款1項3目その他一般会計繰入金144万6,000円は、報酬改定に伴うものです。

歳出の主なものは、1款1項1目区分1一般管理費の委託料306万円は、報酬改定に伴うシステム改修によるものです。2款4項1目区分1高額介護サービス等事業等177万6,000円は、11月以降の見込み分不足によるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

慎重審議の上、御可決賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 次に、産業建設常任委員長、太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 産業建設常任委員会の委員長、太田洋一郎でございます。

委員会審査の御報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により御報告申し上げます。

日時、令和2年12月9日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。

出席者は記載のとおりでございます。

担当課は、水道課、農林整備課、農政課、建設課、商工観光課、環境課でございます。

書記は、議会事務局。

事件の番号、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算（第10号）」。

経過及び理由。本補正予算の当委員会における主な審査項目として、歳出では、4款1項6目自然環境保全事業975万7,000円は、2か年の計画で実施をする温泉熱を活用した脱炭素型地域づくりモデル形成調査業務委託のうち、市内100か所の源泉を対象に、湧水量や化学組成等の現況調査、温泉排水による河川等への影響、温泉熱ポテンシャルの試算、また、エネルギー需要状況の把握等を行うための環境調査業務における委託料。

委員会として、当該調査が今後の由布市において有益なものになるように事業を進めるよう、意見を付しました。

慎重審査の結果、全員一致で原案承認すべきと決定。

審査の結果、原案承認すべきと決定。

事件番号、議案第76号、由布市廃棄物処理施設条例の一部改正について。

経過及び理由。本議案は、由布大分環境衛生組合の解散に伴い、由布市廃棄物処理施設条例に由布市環境衛生センターを追加し、技術管理者を置く条例改正である。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第77号、由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について。

経過及び理由。本議案は、由布大分環境衛生組合の解散に伴い、由布大分環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例と、由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の2つの条例を併せて1つの条例にするもの。

慎重審査の結果、全員一致で可決すべきと決定。

審査の結果、可決すべきと決定いたしました。

事件の番号、議案第82号、由布大分環境衛生組合の解散に関する協議について。

経過及び理由。本議案は、地方自治法第290条の規定により、由布大分環境衛生組合の解散に関する協議について、議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第83号、由布大分環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

て。

経過及び理由。本議案は、地方自治法第290条の規定により、由布大分環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第84号、事務の委託の協議について。

経過及び理由。本議案は、地方自治法第252条の14第1項の規定により、規約を定めることで由布市の廃棄物の処理に係る事務を大分市に委託できるものであり、その協議について同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

現在は、由布大分環境衛生組合が大分市に委託している事務である。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第85号、令和2年度由布市一般会計補正予算（第11号）。

経過及び理由。本補正予算の当委員会における主な審査項目として、歳入では、22款5項2目雑入（環境課）の834万8,000円は、由布大分環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関し、各市に帰属する土地の評価額に対して精算割合応分となるための差額精算負担金。

歳出では、4款1項5目水道未普及地域改善事業の382万5,000円は、庄内町平石地区の水源地掘削工事に対する施設整備事業補助金。6款1項3目災害対応事業の被災農業者等支援交付金1,468万5,000円は、被災した農業用ハウスや農業用機械等の修繕等を支援する交付金について、交付見込みの増により増額をするもの。8款2項1目道路維持事業5,020万円は、市道瓜生田上々淵線ののり面復旧工事費。11款1項1目農業用施設災害復旧費9億9,082万6,000円は、被災した農地等の簡易査定を含む1,844件分の測量調査に対応する委託料の増額、災害復旧工事の概算額に対応する工事請負費の増額、また、単独災害復旧事業補助金106件、農地等災害復旧事業補助金430件に対応する増額。11款2項1目公共土木施設災害復旧費7,045万円は、黒川橋など市道・橋梁の測量設計及び地質調査業務委託料の追加。

委員会として、農林整備課及び建設課に係る災害対応について、職員への過度な負担にならないよう配慮しつつ、引き続き復旧業務に努めるよう、意見を付しました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第87号、令和2年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）。

経過及び理由。本議案は、令和2年度由布市水道事業会計予算における収益的収入を1,598万

3,000円増額し、総額9億869万円とし、収益的支出を222万8,000円増額し、総額8億3,650万5,000円と資本的収入を8,132万5,000円増額し、総額3億5,145万5,000円とし、資本的支出を5,602万円増額し、総額6億6,011万5,000円とするもの。

主なものとして、2款1項1目原水及び浄水費222万8,000円は、各浄水場の修繕工事に伴うもの。4款1項1目上水道施設費における委託料の143万円は、県道改良工事に伴う水道管移設の実施設計委託費、また、請負工事費5,459万円は、県道改良工事及び水道施設災害復旧工事に係る工事費。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、日程第3、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算（第10号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第10号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人已君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第4、議案第72号、由布市湯布院地域複合施設条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第73号、由布市湯布院コミュニティセンター条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。本案は由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の方の同意を必要とします。この場合、議長にも表決権がありますので、念のため申し添えます。

ただいまの出席議員数は17人、その3分の2は12人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立者17人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第74号、由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第75号、由布市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題として

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第76号、由布市廃棄物処理施設条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第77号、由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第78号、由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

ここで、地方自治法第117条の規定により、由布市社会福祉協議会の副会長であります、瀧野けさ子さんの退場を求めます。

〔瀧野けさ子君 退場〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、瀧野けさ子さんの入場を許します。事務局、連絡を。

〔瀧野けさ子君 入場〕

○議長（佐藤 人巳君） 議案第78号は可決されましたので、お知らせをいたします。

次に、日程第11、議案第79号、由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第80号、大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第81号、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第82号、由布大分環境衛生組合の解散に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第83号、由布大分環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第84号、事務の委託の協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第85号、令和2年度由布市一般会計補正予算（第11号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第86号、令和2年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）を

議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第87号、令和2年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（佐藤 人巳君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第20、予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。令和3年度当初予算議案の審査及び調査のため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、17人の議員全員で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。よって、17人の議員全員で結成する予算特別委員会を設置することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時03分休憩

.....

午前11時03分再開

○議長（佐藤 人已君） 再開します。

休憩中に、予算特別委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

委員長に甲斐裕一君、副委員長に長谷川建策君、以上のとおり互選された旨、報告がありました。ここで、暫時休憩します。

午前11時03分休憩

.....

午前11時03分再開

○議長（佐藤 人已君） 再開します。

お諮りします。ただいま各委員会から、閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 異議なしと認めます。よって、この1件は追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（佐藤 人已君） 追加日程第1、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤 人已君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和2年第4回由布市議会定例会を閉会します。

午前11時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員